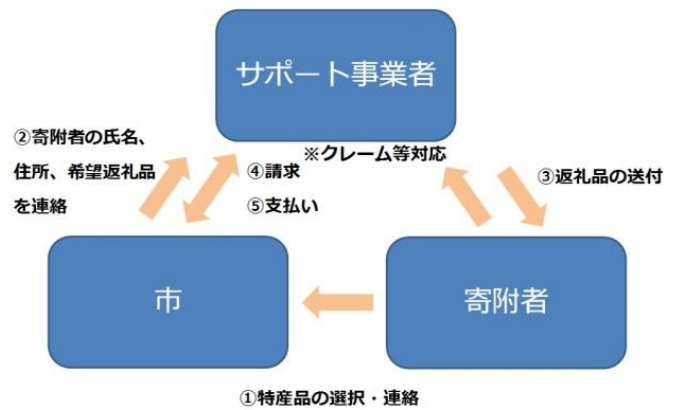


ふるさと泉南応援寄附サポート事業者募集要領

1. 目的

国のふるさと寄附制度に基づき、近年、全国から泉南市（以下「本市」といいます。）へ温かい応援として多くの「ふるさと寄附」が寄せられています。

このたび、本市のふるさと寄附の推進を図るとともに、本市の返礼品の魅力を広く発信して市内産業の振興と活性化を促すため、寄附の御礼として寄附者へ進呈する本市の返礼品（以下「ふるさと泉南返礼品」といいます。）を提供することができる事業者（以下「サポート事業者」といいます。）を募集します。



2. 募集期間 随時受付（平成29年4月開始分は平成29年2月1日から2月28日まで募集）

3. 応募方法

別紙「(様式第1号)申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて「9.申請・問合せ先」まで持参又は郵送してください。

4. 応募の要件

サポート事業者の申請を希望する者（以下「申請者」といいます。）は、申請にあたり下記の要件を全て満たす必要があります。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではありません。

(1) サポート事業者

- ① 次号に掲げる申請返礼品を取り扱う、市内に営業所等を置く者
- ② 市税等の滞納がないこと
- ③ 代表者又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び泉南市暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと

(2) ふるさと泉南返礼品

- ① 市内で栽培、製造、加工、販売又はサービス提供がされており、本市の魅力の発信に寄与できるもの
- ② 本市から依頼後、速やかに商品が発送できるもので、飲食物の場合は、発送後の賞味期限、消費期限が十分に配慮されているもの
- ③ 市場における価格（消費税等を含む総額）が、別表の条件を満たすもの。この場合において、申請返礼品は複数の返礼品を組み合わせた詰め合せセットとしても構いません。
- ④ 遵守すべき関連法令等を遵守しているもの

5. ふるさと泉南返礼品及びサポート事業者の承認

- (1) 本市の選考委員会において、申請事業者等について審査し、サポート事業者等の承認の可否を決定し、その結果を申請事業者へ通知します。
- (2) 承認を受けたサポート事業者と市が締結するふるさと泉南返礼品の配送等に係る業務委託契約は、毎年度ごとに締結するものとします。
- (3) 承認の有効期限は、承認を受けた日以後の最初の3月31日までとなります。
- (4) 承認の有効期間が切れた場合は、様式第2号及び第3号の誓約書を再提出することによって選考委員会に諮ることなく当該年度の承認を得ることができます。
- (5) 選考委員会がふるさと泉南返礼品として適当でない、またはサポート事業者として適当でないと認めた場合は承認せず、また承認を得た後であっても適当でないことが判明した場合等は、承認を取り消

すことがあります。

6. サポート事業者のメリット

- (1) サポート事業者及びふるさと泉南返礼品については、市ウェブサイトには事業者名、返礼品名及び画像等が掲載されます。また、サポート事業者のホームページがある場合には、希望により本市ウェブサイトからリンクを張ります。
- (2) 本市が作成するふるさと泉南応援寄附に関する広告物へ、サポート事業者名、返礼品名及び画像等が掲載されます。
- (3) 本市の依頼に基づき、寄附者へふるさと泉南返礼品を送付する際に、サポート事業者の独自パンフレットなどを同封することで、事業者のPRや販売促進活動を広く行うことができます。

7. 個人情報の保護

サポート事業者は、個人情報の取扱いについて、泉南市個人情報保護条例及び関係法令を遵守しなければならず、本市から提供した寄附者の個人情報については、ふるさと泉南返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、寄附者からサポート事業者へ直接連絡等があった場合などの経緯により、改めて入手した個人情報についてはこの限りではありません。

8. その他留意事項

- (1) サポート事業者は、市から依頼を受け、返礼品を適切な方法で寄附者へ確実に配送する業務を担います。
- (2) サポート事業者は、関連する法令等を遵守するとともに、返礼品の質を維持・向上させるよう努めてください。
- (3) サポート事業者は、業務の履行を通じて、本市のイメージアップ及びふるさと泉南応援寄附制度の普及啓発に努めてください。
- (4) サポート事業者は、問合せ窓口及び苦情処理体制を整備し、送付した返礼品に対して苦情があった場合は、自らの責任と負担において対応、解決してください。
- (5) サポート事業者は、送付した返礼品が原因となる事故等が発生した場合は、当該事業者がその損害賠償の責任を負うこととし、本市はその原因のいかんを問わずこれを負いません。この場合において、サポート事業者は、事故等の内容を遅滞なく本市へ報告してください。
- (6) サポート事業者は、本要領に掲げるものの他必要な事項について、ふるさと泉南応援寄附制度運用要綱、ふるさと泉南応援寄附サポート制度実施要綱をはじめとする関連法規を熟読し、これを遵守しなければなりません。

9. 申請・問合せ先

〒590-0592 泉南市樽井1-1-1

泉南市 総合政策部 政策推進課

TEL : 072-483-0004 (直通) / FAX : 072-483-0325 / E-MAIL : furusato@city.sennan.lg.jp

別表

寄附金額	申請返礼品の市場価格 (税・配送料込)	委託単価及びコース (税・配送料込)
5千円以上1万円未満	2,000円以上の商品	2,000円
1万円以上1万5千円未満	4,000円以上の商品	4,000円
1万5千円以上2万円未満	6,000円以上の商品	6,000円
2万円以上2万5千円未満	8,000円以上の商品	8,000円
2万5千円以上3万円未満	10,000円以上の商品	10,000円
3万円以上3万5千円未満	12,000円以上の商品	12,000円
3万5千円以上4万円未満	14,000円以上の商品	14,000円
4万円以上4万5千円未満	16,000円以上の商品	16,000円
4万5千円以上5万円未満	18,000円以上の商品	18,000円
5万円以上5万5千円未満	20,000円以上の商品	20,000円
5万5千円以上6万円未満	22,000円以上の商品	22,000円
6万円以上6万5千円未満	24,000円以上の商品	24,000円
6万5千円以上7万円未満	26,000円以上の商品	26,000円
7万円以上7万5千円未満	28,000円以上の商品	28,000円
7万5千円以上8万円未満	30,000円以上の商品	30,000円
8万円以上8万5千円未満	32,000円以上の商品	32,000円
8万5千円以上9万円未満	34,000円以上の商品	34,000円
9万円以上9万5千円未満	36,000円以上の商品	36,000円
9万5千円以上10万円未満	38,000円以上の商品	38,000円
10万円以上10万5千円未満	40,000円以上の商品	40,000円
10万5千円以上11万円未満	42,000円以上の商品	42,000円
11万円以上11万5千円未満	44,000円以上の商品	44,000円
11万5千円以上12万円未満	46,000円以上の商品	46,000円
12万円以上12万5千円未満	48,000円以上の商品	48,000円
12万5千円以上13万円未満	50,000円以上の商品	50,000円
※上段金額以上の商品構成となる場合は、要相談		

ふるさと泉南応援寄附サポート事業者

申請書

平成 年 月 日

泉南市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者 役職

氏名 印

標記の件について、下記の返礼品について関係書類を添えて「ふるさと泉南返礼品」として申請します。この場合において、ふるさと泉南応援寄附運用要綱及びふるさと泉南返礼品サポート制度実施要綱等関係規程を遵守します。

1. 申請返礼品

委託単価及びコース	商品名	種類	規格・容量等	市場価格（円） (配送料・消費税を含む。)

記入欄が不足する場合は、本様式を複写し、ご記入下さい。

2. 添付書類

- (1) 申請返礼品の紹介文書（特徴、アピール）及び写真（写真データは承認後提出）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）

誓約書

平成 年 月 日

泉南市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者 役職

氏名

印

要綱第3条第2項第2号の規定により、泉南市の市税等について滞納がないことを誓約いたします。
なお、本誓約内容と異なる事実が判明した場合には、要綱第10条第1項第1号又は第4号の規定により承認を取り消されても異議はありません。

※市確認欄

誓約書

平成 年 月 日

泉南市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者 役職

氏名

印

要綱第3条第2項第3号の規定により、代表者等が下記の1から3の全てに該当しないことを誓約いたします。また、要綱第3条第2項第3号に該当しないことを審査するため、本書面を泉南市暴力団排除条例第14条第2項の規定により大阪府警察本部へ提供することに同意します。

なお、本誓約内容と異なる事実が判明した場合には、要綱第10条第1項第1号又は第4号の規定により承認を取り消されても異議はありません。

- 1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3) 暴力団密接関係者（泉南市暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

【役員情報】

役職	役員等氏名	よみがな	生年月日	住所